

令和3年3月25日

宗像市議会
議長 神谷 建一 様

社会常任委員会
委員長 北崎 正則

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第10号議案 宗像市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、引用する条文を整理する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第11号議案 宗像市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方税法施行令の一部を改正する政令の施行等に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 税制改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定基準の改正を行う。基礎控除額を33万円から43万円に引き上げるとともに、給与、年金所得者が複数いる世帯においては、その合計人数から1を引いた数に10万円を乗じた額を加えることで、見直し前と同水準で軽減判定を行えるようにする。
- 2 宗像市国民健康保険基金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への減免を令和3年度も継続して実施する。

【意見】

(賛成意見)

- ・コロナ禍における国民健康保険加入世帯の厳しい状況を加味し、基金を活用した市独自の減免期間の延長を高く評価する。今後さらに国民健康保険加入者の所得が減少する可能性も考慮し、加入世帯の生活実態に寄り添った施策の検討を要望する。

- ・新型コロナウイルスの影響を受けた市民生活や感情に対応し、税率税額を据え置き、収入が減少した世帯の減免を行う姿勢を評価する。今回の対応は十分な基金によるものであり、コロナ禍の長期化や新しい災害などの発生の可能性も考え、基金額はできる限り維持し、保険者努力支援制度のインセンティブを獲得できるよう努力してほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 12 号議案 宗像市介護保険条例の一部を改正する条例について

介護保険料の額を見直すこと及び介護保険法施行令が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 第 8 期（令和 3 年度から令和 5 年度まで）の介護保険料基準月額について、給付費見込み額に基づき引き下げるとともに、宗像市介護給付費準備基金を活用して、5,000 円とする。また、国が定める介護保険料の所得段階の変更に合わせて、宗像市の所得段階も変更する。
- 2 介護保険法等の改正に伴い、低所得者に対する保険料の軽減措置については第 8 期も同様の軽減措置を講じる予定だが、国の制度が確定していないため、第 7 期の軽減措置の項目を削除する。なお、国の制度が確定後に改めて条例改正を行う予定である。
- 3 税制改正に伴い、合計所得から 10 万円を控除して保険料を計算する特例基準を追加する。

【意見】

（賛成意見）

- ・基金の活用により介護保険料の引き下げに踏み切った点を評価する。ただし、総合事業に移行した場合、同様なサービスでも介護報酬単価が下がるため、事業所の負担増加が考えられる。また、国は第 8 期で、施設入所者の食費の負担を引き上げるよう示しており、制度利用者の負担増も見込まれるため、市独自の減免措置も検討してほしい。
- ・新型コロナウイルスの影響により引きこもりがちな人が増えれば、身体機能の低下などにより要支援や要介護が必要となる可能性もあるため対策を検討し、また、本当に必要な人への要支援の認定や要介護への移行が制限されないようにしてほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 13 号議案 宗像市手数料条例の一部を改正する条例について

地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所の指定及び指定更新の申請に係る手数料を徴収することに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 地域密着型サービスの創設以来、手数料の徴収を実施していなかったが、度重なる制度改正による事務負担の増大や事業所数の増加などにより、指定に係る相談や指定事務手続等に時間や労力を費やすため、これらの人件費及び事務経費等について応分の負担を求めるもの。
- 2 居宅介護支援事業所については、平成30年度の権限移譲時から県に引き続き、市も手数料を徴収しており、現在、介護保険事業所の中で手数料を徴収する事業所と徴収しない事業所が存在する状況である。また、県内の市町村の約75%が居宅介護支援事業所と地域密着型サービス事業所の両方から手数料を徴収している。

【意見】

（賛成意見）

- ・他の自治体の傾向を見ても、手数料の徴収は適正だと考える。また、居宅介護支援事業者からは既に手数料を徴収している状況を鑑みれば、公平性の担保は当然のことである。ただし、徴収する一方で、事業者に対してはコロナ禍の状況に応じた様々な支援をお願いしたい。

（反対意見）

- ・新型コロナウイルス感染症により、介護保険事業所は大きな影響を受けている。対象となる事業所は高齢者の介護サービスの受皿として必要な施設であり、手数料を徴することは事業所に新たな負担を強いるものだと指摘する。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。